

広島県中小企業支援資金貸付規則及び広島県行政組織規則の一部を改正する規則をこの
に公布する。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第六十八号

広島県中小企業支援資金貸付規則及び広島県行政組織規則の一部を改正する
規則

(広島県中小企業支援資金貸付規則の一部改正)

第一条 広島県中小企業支援資金貸付規則(昭和三十三年広島県規則第六十八号)の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

別表第一 (第二条関係)		別表第一 (第二条関係)	
番号	高度化事業の種類	番号	高度化事業の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
二 受託中小 振興計画 承認グル ープ事業	受託中小企 業振興 法(昭和四十五 年法律第百四 十五号。以下 「受託振興法 」といふ。)第五 条第一項に規定す る中小受託事業者 等であつて、次に 掲げるるもの 一 受託中小振 興計画承認グ ループ事業を 実施する代表 者 二 受託中小振 興計画承認グ ループ事業を 実施するすべ ての者の連名 によるもの 三 受託中小振 興計画承認グ ループ事業を 実施するすべ ての者の連名 によるもの	二 受託中小 振興計画 承認グル ープ事業	下請振興 事業計画 承認グル ープ事業
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第一 (第五条関係)		別表第一 (第五条関係)	
番号	高度化事業の種類	番号	高度化事業の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
二 受託中小 振興計画 承認グル ープ事業	下請振興 事業計画 承認グル ープ事業	二 下請振興 事業計画 承認グル ープ事業	下請振興 事業計画 承認グル ープ事業
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	ループ事業を実施するそれぞれの者
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	ループ事業を実施するそれぞれの者
(略)	(略)	(略)

（広島県行政組織規則の一部改正）

第二条 広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（商工労働局各課の分掌事務）</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>商工労働総務課 経営革新課 (略)</p> <p>中小企业支援課</p> <p>一 受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に關すること。</p> <p>二 十四 (略)</p> <p>県内投資促進課 半導体産業課 (略)</p>	<p>（商工労働局各課の分掌事務）</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>商工労働総務課 経営革新課 (略)</p> <p>中小企业支援課</p> <p>一 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に關すること。</p> <p>二 十四 (略)</p> <p>県内投資促進課 半導体産業課 (略)</p>

附 則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。